

避難所における ペット避難ガイドライン

増毛町

令和5年10月 策定

目次

はじめに	P2
1. 避難所におけるペット避難の基本的な考え方	P3
2. 避難所におけるペット避難の受入れ方法	P4
3. 避難所に入所するとき	P5
4. 避難所におけるペットの飼育	P6
5. 避難所を退所するとき	P7
6. 避難所のペット飼育スペースの消毒・消臭	P7
7. 平時からの備え	P7
■ 盲導犬・介助犬・聴導犬	P10
資料・様式	P11

はじめに

災害が起こった時に最初に行うことは、自分自身や家族の安全確保ですが、ペットを飼育している方は、ペットの安全確保についても、「いざ」という時に慌てないように普段から備えておく必要があります。

過去の災害では、自宅に置いてきたペットの様子を見るために自宅の戻った飼い主が、二次災害にあたり、避難所においてペットの受入れを拒否された飼い主が車上生活を余儀なくされた結果、エコノミークラス症候群に陥った事例がありました。

東日本大震災では住民が緊急避難を余儀なくされたため、ペットを自宅に取り残してしまったケースや飼い主とはぐれたペットが放浪するなどの事例もありました。

こうした状況を踏まえて、環境省から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン(平成25年6月)」、「人とペットの災害対策ガイドライン(平成30年3月)」が示され、これらのガイドラインに沿って、各避難所において、円滑にペットと避難者を受入れるとともに、ペットによる他の避難者の生活に及ぼす影響を最小限にするため、あらかじめ具体的な対応を検討しておく必要があります。

そこで、増毛町では「避難所におけるペット避難ガイドライン」を作成し、避難所におけるペット避難の受入れ手順やルール等についてお示しします。

1. 避難所におけるペット避難の基本的な考え方

避難所におけるペット避難の基本的な考え方は、増毛町地域防災計画において、次のように規定されています。

(1) 町の責務

町は必要に応じて避難所における家庭動物(ペット)のためのスペースの確保に努めるものとしています。【増毛町地域防災計画 第2章第9節-4】

(2) 飼い主の責務

動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号。以下「条例」という。)に基づき災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとされています。また、災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する(飼育している動物を伴い、安全な場所まで避難すること)等飼い主自らの責任により行うこととされています。【同計画 第2章第29節-3-(1)(2)】

以上のことから、増毛町における避難所でのペットの受入れについては、「同行避難」を原則としますが、「同行避難」とは、「災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること」をいい、避難所で人とペットが同一空間で居住できること(同伴避難)を意味するものではありません。

避難所には、動物を嫌いな人や苦手な人、アレルギーを持った人など多くの人が集まるため、他の避難者に不安感や不快感を与えないように注意し、他の避難者の理解が得られるようにペットを受入れる必要があります。

このことから、増毛町では特定の避難所や施設の指定したスペースでのみ、ペット避難の受入れを行います。また、受入れ方法としては、「屋内ペット避難」、「屋外ペット避難」、「車内ペット避難」に加え、障がい者が補助犬と屋内の同じスペースで過ごす「同伴避難」の4つの方法を可能としますが、どの方法で受入れするかは避難所ごとに設定します。(P11 参照)

災害の種類や被災状況により受入れ方法が変更する場合がありますので、それぞれの避難所でどのような方法のペット避難が可能か事前に確認し、災害が起きたときはペットと一緒に速やかに避難できるようにあらかじめ準備しましょう。

【ポイント】

- ① 飼い主は自らの責任により、飼育しているペットを同行して、避難所などの安全な場所に避難する
- ② 各避難所の指定スペースでのみ、ペット避難を受入れる
- ③ 避難所でのペット受入れ方法は「屋内・屋外・車内」の各ペット避難に「同伴避難」を加えた4種類

2. 避難所におけるペット避難の受入れ方法

避難所で受入れするペットの避難方法としては、次の4つの方法があります。

- (1) 屋内の指定スペースにおける避難 (屋内ペット避難)
- (2) 屋外の指定スペースで、首輪とリードでペットを繋ぎとめる避難 (屋外ペット避難)
- (3) 施設の駐車場や安全な場所で自家用車の車内での避難 (車内ペット避難)
- (4) 補助犬と障がい者が避難所内の同じスペースで過ごす避難 (同伴避難)

いずれの方法の場合も、必ず避難所の受付又は運営本部に届け出をし、運営本部の指示に従い、ルールを守ってペットを飼育して下さい。(届出方法についてはP5 参照)

また、どの避難所でこういったペット避難ができるのか、事前に確認し、必要なものを準備しておきましょう。

(1) 屋内ペット避難

避難所の屋内でペットを飼育する避難を「屋内ペット避難」と言います。

屋内ペット避難では、飼い主とペットは原則、別々のスペースで避難生活を送りますが、食事や排せつ物の処理など必要に応じて、飼い主はペット避難スペースに足を運ぶことになります。

また、屋内で受け入れするペットは、天井・床部があるケージやキャリーバッグでの飼育となり、そのためのケージやキャリーバッグについては必ず飼い主が用意することとします。

ケージやキャリーバッグで飼育できない場合、屋内ペット避難による飼育はできません。

なお、吠えたり鳴くことを止めなかった場合や、人や他のペットに危害を加える場合は、屋外の指定スペースへ移動してもらいます。

【対象となる動物】： 小型・中型犬、猫、鳥、小動物(うさぎ、ハムスター等)など

- ※ 特定動物(危険な動物)や特定外来生物及びこれらに類する動物、大型の動物、どう猛な動物、有毒な生物、専用の飼育施設を要する動物、危険犬種(見た目では他人が怖がるような犬を含む)は、屋内ペット避難で受入れできません。

(2) 屋外ペット避難

避難所の屋外でペットを飼育する避難を「屋外ペット避難」と言います。

屋外ペット避難をするペットは、指定されたスペースの鉄柱等に、首輪・リードで繋ぎとめる必要があります、そのための首輪・リード等は必ず飼い主が用意することとします。

首輪・リードで繋ぐことのできないペットは屋外ペット避難で飼育することはできません。

【対象となる動物】： 大型犬、ケージやキャリーバッグに入っていない動物

- ※ 特定動物(危険な動物)や特定外来生物及びこれらに類する動物、大型の動物、どう猛な動物、有毒な生物、専用の飼育施設を要する動物、危険犬種(見た目では他人が怖がる

ような犬を含む)は、屋外ペット避難で受入れできません。

(3) 車内ペット避難

避難所の駐車場や避難所付近の安全な場所に駐車した自家用車内でペットを飼育する避難を「車内ペット避難」と言います。

他のペットや避難所内の人達と接触する機会を減少でき、ペットへの負担が軽減されることが考えられますが、エンジン停止や燃料切れにより車内環境が、夏場では 50 度以上の高温、冬期間ではマイナス気温となり、生命を脅かす危険性があることを理解しておく必要があります。

また、避難所には入所せずに、安全な場所に駐車した自家用車内に避難する方法を「車内避難」と言います。(家族やペットと一緒に含む)

車内避難は、避難所に入所しないため、車内で気兼ねなく家族やペットと一緒に安心して生活が送れると同時にプライベートも保たれる避難方法の一つです。

但し、長期間の避難ではエコノミー症候群を発症する可能性もあり、適度な運動が必要となるなど、健康管理に十分な注意を払う必要があります。

なお、避難所に入所せず車内避難している場合でも、炊き出しや食糧配給の支援が受けられますので安心して下さい。

(4) 同伴避難

障がい者が同伴する補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)は、どの避難所においても、飼い主と同じスペースで過ごす同伴避難(屋内ペット避難)が可能です。

この場合は、入所時の受付の際に必要な書類を提示すれば、避難所において専用スペースを別室に設けます。

3. 避難所に入所するとき

入所時の手続き

避難所でペットを受入れるためには、受付時に「ペット避難届出書」(様式1)を提出しなければなりません。(P12 参照)

提出した方のうち、屋内ペット避難の方には届出ナンバーの付いた、ネームタグをお渡ししますので、必要事項を記入してケージやキャリーバッグにネームタグを取り付けて下さい。

それぞれのペットの避難スペースについては、避難所運営職員の指示に従い、指定された場所にペットを避難させて下さい。

【ポイント】

- ① 避難所の受付時に「ペット避難届出書」(様式1)を提出する
- ② 屋内ペット避難では、受付で渡されたネームタグをケージやキャリーバッグに取り付ける
- ③ 避難スペースは、避難所運営職員の指示に従い、指定された場所にペットを避難させる

4. 避難所におけるペットの飼育

ペット避難時の非常持ち出し品(持参品)

避難所で受入れするペットの飼育は、全て飼い主の責任において行って下さい。

避難所には、ペットフードやトイレシートなど飼育用消耗品の備蓄はしていません。

ペットにより専用のトイレが必要な場合は、トイレの持参が必須となります。

飼い主は、普段からペットの生活用品や食料を備蓄(概ね7日分)し、避難の際に必ず持参して下さい。

【ポイント】

避難所で必要となるペット用品、食料は飼い主が持参する (3~7日分)

【ペット避難をする際に持参するペット用品の例】

- ① ケージやキャリーバッグ
- ② ペットフード・水・食器類
- ③ トイレ用品(ペットシート)
- ④ 首輪・リード・爪切り
- ⑤ ペットの写真・ID
- ⑥ 毛布・ビニール袋・ガムテープなど

飼育中の注意事項

避難所でペットを飼育するときには以下の事項に注意して下さい。

- (1) ペットに食事を与えたり、排泄物を処理するのは飼い主が責任をもって行うこと。
- (2) 飼い主はペットの体調を管理し、異変があるときは災害の状況を確認したうえで速やかに動物病院等に連れていき獣医に診てもらうようにしましょう。
- (3) ペットの排泄は決められたスペースで行い、排泄後のトイレシートや猫砂はビニール袋に入れ、硬く口を閉じて、指定された蓋付きのポリバケツに入れて下さい。
- (4) ペットの飼育は飼い主が行うことになっていますので、もしもの時のために飼い主同士でコミュニケーションをとり、必要に応じて協力しましょう。

【ポイント】

- ① ペットへの食事の提供、排せつ物の処理は飼い主が行う
- ② ペットの排泄は決められたスペースで行う
- ③ 飼い主はペットの体調を管理する(異変がある時は、速やかに動物病院等へ連れていく)
- ④ 飼い主同士でコミュニケーションをとり、必要に応じて協力し合う

5. 避難所を退所するとき

(1) 退所の申し出

避難所から退所する飼い主は、必ずペットを連れて帰らなければなりません。

退所する際は、入所時に渡したネームタグを避難所の受付又は運営本部に返却して下さい。

(2) 後片付け・ゴミ処理

退所の際には、ペット避難で発生したごみを分類して避難所のゴミ箱に入れて下さい。

退所前に、使用済みのペットシートなど臭いを発するゴミは、ビニール袋に入れて、硬く口を閉じて、指定された蓋つきのポリバケツに入れて下さい。

また、ガムテープや粘着ローラーで、ペットが避難生活を送った場所に落ちている動物の毛を取り、飼育スペースの後片付けを確実に行って下さい。

【ポイント】

- ① 対処の際は必ずペットを連れて帰る
- ② ネームタグを受け付け又は運営本部に返却する
- ③ 臭いを発するゴミはビニール袋に入れ、硬く口を閉じて指定されてポリバケツに入れる
- ④ 退所前の後片付けとして、ガムテープなどで飼育スペースの動物の毛を取る

6. 避難所のペット避難スペースの消毒・消臭

ペットの避難スペース(屋内・屋外)は、原則、避難所閉鎖後に消毒・消臭のための清掃を行います。

消毒・消臭作業は順次実施するため、清掃が全ての避難所で終了するまで日数がかかる場合がありますのでご承知おき下さい。

7. 平常時からの備え

災害時にペットを守るのは飼い主の責務です。また、ペットによる問題は、その責任全てが飼い主にあるため、他の避難者の迷惑にならないよう努めなくてはなりません。

日頃からペットのしつけや健康管理を適切に行い、災害時に備えましょう。

1. 日常のしつけと健康管理

避難所においては、ペットは家庭と異なった環境での生活を余儀なくされます。

避難所ではケージ内での飼育が原則で、室内での放し飼いや人と同じ居住空間で飼うといったことはできません。

避難したペットは、避難所で沢山の人や動物との遭遇・喧騒に加え、ケージでの飼育や飼い主と離れることによる不安などで多くのストレスを抱えてしまい、体調不良や思いもやらない行動を起こして不幸な事故に繋がることを避けなければなりません。

災害に備え、しつけや健康管理をしっかり行いましょう。

(1) しつけ

緊急時に安全に避難し、避難所でトラブルなく飼育できるように基本的な「しつけ」を日頃からしておきましょう。

- ・ ケージ(キャリーバッグ含む)の中での生活に慣らしておきましょう
- ・ ペットシートや猫砂など、ケージ内でのトイレに慣らしておきましょう
- ・ 人や他の動物に対して攻撃的にならないように、幼少期から社会に慣れさせましょう

【ペットの攻撃的な行動の例】

- ① 吠える ② 威嚇する(うなる) ③ 噛みつく(牙をむく) ④ 引っ掻く

(2) 健康管理

避難所では獣医による診察は受けることができません。

日頃から感染予防・持病対策をしておきましょう。

- ・ 感染予防としてワクチン接種を行いましょう。
- ・ 定期的なシャンプーを行いましょう。
- ・ 爪の手入れをしておきましょう。
- ・ 持病の内容や常服薬・療法食を確認し、記録しておきましょう。

(3) 飼い主の明示

ペットが迷子になった時など飼い主と離れてしまった場合でも、飼い主がわかるように首輪への記名、マイクロチップ、脚環(鳥)などを準備しておきましょう。

※ マイクロチップ埋設の場合、スマートフォン等のメモ帳にID番号を保存しておきましょう。

ペット捜索の際に特徴がわかるよう、写真やスマートフォン等で撮影しておきましょう。

2. 避難経路の確保

ペット避難の受け入れができる避難所を把握し、災害時に避難所へたどり着くための経路と所要時間を確認しておきましょう。

3. 預け先などの確保

避難所に同行避難できない場合や避難所生活が困難になった際に、ペットを預かってくれる親戚や知人又は預かりサービスのあるペットショップなどの緊急時の預け先を確認しておきましょう。

様々な都合で避難所に避難できない(避難したくない)場合は、自家用車でペット避難をするための安全な駐車スペースを確認しておきましょう。

【ポイント】

- ① 避難所でトラブルなく飼育できるように基本的な「しつけ」を日頃からしておく
- ② 感染予防やペットの衛生を保つなど、健康管理を行う
- ③ 飼い主の明示を必ず行い、ペットのIDや写真をスマホなどに保存しておく
- ④ ペットの受け入れができる避難所と経路を確認する
- ⑤ 緊急時に預け入れや、必要なペット用品を借りられる親戚や知人などを確保しておく

■ 盲導犬 ・ 介助犬 ・ 聴導犬

障がい者が同伴する補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)は、障がい者の自立と社会参加に資するものとして訓練・認定された犬であり、身体障害者補助犬法において公共施設への同伴が認められています。

これらの補助犬については、ペット避難の受入れとは扱いを同じにせず、どの避難所においても補助犬と飼い主が屋内の同じスペースで過ごす「屋内ペット避難(同伴避難)」を可能とし専用スペースを別室に設けます。

※ 避難所での受付の際に「身体障害者補助犬健康管理手帳」、「盲導犬使用者証」又は「身体障害者補助犬認定証」を提示して頂きます。

【盲導犬】

視覚障がい者の安全で快適な歩行をサポートします。

道路交通法第14条に定める犬であって、政令で定めるハーネス(胴輪)をつけています。使用者に「障害物、曲がり角、段差」を教えてください。

【介助犬】

肢体不自由者の日常の生活動作をサポートをしてくれます。

落とした物を拾って渡す、手の届かない物を持って来る、ドアの開閉、冷蔵庫や引出しの開閉、スイッチ操作などのほか、歩行介助、起立や移乗(トランスファー)の補助等を行います。外見でわかるように「介助犬」と書いた表示を付けています。

【聴導犬】

聴覚障がい者に音を聞き分けて教え、音源へ誘導します。

玄関のチャイム音、ファックス受信音、キッチンタイマーや赤ちゃんの泣き声、車のクラクションや自転車のベル、非常ベルなどを教えてください。

外見でわかるように「聴導犬」の表示を付けて、周囲の人が聴覚障がい者であることに気付くという効果もあります。

【ポイント】

- ① 補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)については、屋内で飼い主と補助犬が同一スペースで生活する専用スペースを別室に設ける
- ② 補助犬と避難する場合は、受付で「身体障害者補助犬健康管理手帳」「盲導犬使用者証」又は「身体障害者補助犬認定証」を提示する。

1. 指定避難所におけるペット避難の受入れ方法

(令和5年9月現在)

No.	避難所名	住所	ペット避難の受入れ方法						
			水害の時			地震の時			補助犬 同伴避難
			屋内	屋外	車内	屋内	屋外	車内	
1	文化センター (温水プール)	南畠中町2丁目25	×	×	○	×	○	○	○
2	増毛中学校	南暑寒町5丁目330	×	×	○	×	×	○	×
3	オーベルジュ ましけ	別荘 217-1	×	×	○	×	×	○	×
4	箸別生活会館	箸別 133-8	×	×	○	×	×	○	×
5	旧舎熊小学校	舎熊 203-1	○	○	○	○	○	○	○
6	笹沼会館	舎熊 1029-68	×	×	○	×	×	○	×
7	信砂生活改善センター	信砂 581-11	×	○	○	×	○	○	×
8	元阿分福祉会館	阿分 226-10	×	○	○	×	○	○	×
9	旧阿分小学校	阿分 116	○	○	○	○	○	○	○
10	小樽間内会館	別荘 149-4	×	×	○	×	×	○	×
11	海音寺	別荘 205	×	×	○	×	×	○	×
12	大別荘自治会館	別荘 96	×	×	○	×	×	○	×
13	岩尾へき地保健福祉館	岩老 171	×	×	×	×	×	○	×
14	旧雄冬自然体験館	雄冬 218	○	○	○	○	○	○	○

※ 文化センター避難所開設時は温水プールを屋内ペット避難として開放することを考慮

※ 災害の種類や規模・状況によっては、避難所が開設できない場合があります

※ 冬期間では屋外ペット避難や車内ペット避難ができない場合があります

2. 指定緊急避難場所におけるペット避難の受入れ方法

(令和5年9月現在)

No.	避難所名	住所	ペット避難の受入れ方法			
			津波・水害の時		地震の時	
			屋外	車内	屋外	車内
1	岩尾温泉あつたま〜る駐車場	岩老 109-1	×	×	×	○
2	旧増毛小学校グラウンド	見晴町 120	×	○	×	○

※ No.2. 旧増毛小学校グラウンドは、冬期間は使用不可

※ 記載がない避難場所は受け入れを行っておりません
 (様式 1)

避難所名 _____

No. _____

ペット同行避難届出書

(飼い主記載欄)

氏名(飼主)			
住所			
携帯番号			
ペットの概要	名前・年齢		才 月
	種類	犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> ウサギ <input type="checkbox"/> ハムスター・リス <input type="checkbox"/> 鳥 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> () 種類 : () 体 色 : () 身体特徴 : ()	
	持参品	ケージ <input type="checkbox"/> かご <input type="checkbox"/> キャリーバッグ <input type="checkbox"/> 首輪 <input type="checkbox"/> リード <input type="checkbox"/> 胴輪 <input type="checkbox"/> 脚環 <input type="checkbox"/>	
	自家用車	車種() 色() ナンバー(-) 駐車場所 ()	
備考欄			

※ 屋内ペット避難 : 指定スペースにおけるケージ又はキャリーバッグでの飼育に限る

※ 屋外ペット避難 : 首輪にリードを繋ぎ、鉄柱等に固定して、人や他の動物と接触させないこと

(避難所運営本部記載欄)

指定飼育スペース	屋内 ・ 屋外 ・ 車内	
入所日時	年 月 日 :	タグ貸出 <input type="checkbox"/>
退所日時	年 月 日 :	タグ返却 <input type="checkbox"/>

避難所におけるペット避難ガイドライン

令和5年（2023年）9月 策定

増毛町総務課

電話：0164-53-1111（内線215）